

やまぐち県民活動支援センターへの指定管理者制度の導入について

1 指定までの流れ

時期（予定）	事務の基本的な流れ
平成17年6月 （議会上程） 平成17年7月	<p>支援センター条例・規則の改正</p> <p>↓</p> <p>選定委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会において選定基準等の検討・決定 <p>↓</p> <p>指定管理者の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県報公告、HP、広報誌などによる公募 ・募集要項の配布 ・公募説明会の開催 等
平成17年9月	<p>応募の申込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類（事業計画書、収支予算書、定款、事業報告書等）
平成17年10月	<p>選定委員会による審査・選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会を開催し、選定基準に照らし、最も適当な団体を選定 <p>↓</p> <p>選定結果の通知・公表・情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込者に対し選定結果を通知 ・選定委員会、選定基準、審議内容などの選定手続きや選定結果等の情報を可能な限りHP等で公開 <p>↓</p> <p>仮協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会において、選定された団体と管理の細目的事項等について仮協定を締結
平成17年12月 （議会上程）	<p>指定議案・債務負担行為の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者となるべき団体の名称、指定期間などに関する議決 ・指定期間内に支払うべき管理費用に係る債務負担行為の議決
平成18年1月 ～2月	<p>指定の通知・告示・協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方に指定管理者として指定する旨を文書で通知 ・指定管理者の指定の告示 ・公告事項の掲示やHP等により、施設利用者に周知 ・指定管理者と管理の細目的事項等について協定を締結
平成18年4月	<p>管理業務の開始</p>

2 山口県県民活動支援センター条例の改正

(1) 改正の内容

① 管理の基準（第四条～第七条、第十条）

- ◇ 開館日及び開館時間に関すること。
- ◇ 利用の拒否に関すること。
- ◇ 利用者が施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときの損害の弁償に関すること。
- ◇ 個人情報の保護に関すること。

② 指定管理者に行わせる業務（第八条）

- ◇ 施設及び設備の維持に関すること。
- ◇ 開館日及び開館時間の変更に関すること。
- ◇ 県民活動支援センターの利用の拒否に関すること。
- ◇ 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- ◇ 県民活動に関する相談及び助言に関すること。
- ◇ 県民活動に関する研修に関すること。
- ◇ 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。
- ◇ 県民活動に関する調査及び研究に関すること。
- ◇ その他、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

③ 指定管理者の指定（第九条）

◇ 指定の手続

指定を受けようとする法人その他の団体を公募することを原則とし、応募者から提出のあった事業計画書等について審査を行った後、やまぐち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものを議会の議決を経て指定管理者として指定する。

◇ 審査の基準

- ◇ 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- ◇ 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ◇ 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

◇ 指定の公示

指定を行った際は、その旨を公示する。

④ 知事による管理の業務の実施（第十一条）

次のいずれかに該当する場合、知事が、必要があると認めるときは、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行う。

- ・ 知事が、指定管理者の指定を取り消した場合
- ・ 知事が、管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合
- ・ 指定管理者が、天災等の理由により、管理業務の全部又は一部を実施することが困難になった場合

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

(3) 経過措置

現在、(財)やまぐち県民活動きらめき財団に委託している県民活動支援センターの管理に関する事務については、平成18年3月31日までの間は、従前の例による。

3 山口県県民活動支援センター規則の改正

(1) 改正の内容

県民活動支援センターの指定管理者を指定する際の手続に関する具体的事項を規定する。

① 応募の時期及び方法等について公告（第二条）

- ◇ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- ◇ 指定しようとする期間
- ◇ 応募者に必要な資格に関する事項
- ◇ 応募の方法及び期間
- ◇ その他、知事が必要と認める事項

② 応募の手続（第三条）

◇ 事業計画書に記載する事項

- ・ 応募者の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名
- ・ 県民活動支援センターの管理に係る事業計画

◇ 事業計画書に添付する書類

- ・ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ・ 法人にあつては、登記事項証明書
- ・ 県民活動支援センターの管理に係る収支予算書
- ・ 過去2年分の事業報告書
- ・ 過去2年分の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- ・ その他、知事が必要と認める書類

③ 指定の公示（第五条）

- ◇ 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地
- ◇ 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- ◇ 指定の期間

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

4 選定委員会の設置

(1) 設置目的

県民活動支援センターの指定管理者の選定に当たり、応募者から提出のあった事業計画書等の内容について、審査を行う。

(2) 所管事項

- ① 条例第9条第4項に規定する審査の基準に基づき、具体的な選定基準について検討を行うこと
- ② 応募者から提出された事業計画書等の内容について審査を行うこと
- ③ 審査結果を知事に報告すること

(3) 構成

選定委員会は、県民活動及び県民活動支援機関・拠点施設の運営に関する有識者・学識経験者等で構成する。

5 公募要領骨子（案）

(1) 施設の概要

名称、所在地、施設の概要を明示

(2) 指定管理者が行う管理の基準

詳細は、条例・規則、業務仕様書に規定。

(3) 指定管理者の行う業務の範囲

条例（第3条及び第8条）に規定する業務の範囲を明示

- ◇ 施設及び設備の維持管理に関すること
- ◇ 開館日及び開館時間の変更に関すること
- ◇ 施設の利用の拒否に関すること
- ◇ 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること
- ◇ 県民活動に関する相談及び助言に関すること
- ◇ 県民活動に関する研修に関すること
- ◇ 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること
- ◇ 県民活動に関する調査及び研究に関すること
- ◇ そのほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること

(4) 指定管理者の指定の期間

指定しようとする期間を明示

(5) 委託料等

指定管理料の予算額（上限額）を提示

(6) 応募資格

応募者に必要な資格に関する事項を明示

(7) 応募の方法

具体的な応募方法について、スケジュール、要領等を明示。項目については、次のとおり。

募集要領等の配布／募集説明会の開催／募集要領等に関する質問の受付／応募の受付／留意事項

(8) 指定管理者の指定

審査から指定までの流れを明示。項目については、次のとおり。

資格審査／選定委員会による審査／選定基準及び配点／選定結果の公表／協議の実施／指定管理者の指定

○ 山口県県民活動支援センター条例

(設置)

第一条 県民活動を支援するため、県民活動支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 県民活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
やまぐち県民活動支援センター	山 口 市

(業務)

第三条 やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 二 県民活動に関する相談及び助言に関すること。
- 三 県民活動に関する研修に関すること。
- 四 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。
- 五 県民活動に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

(開館日)

第四条 県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日まで日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の拒否)

第六条 知事は、県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第七条 利用者は、県民活動支援センターの施設又は機材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第八条 県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十一条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

○ 山口県県民活動支援センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、やまぐち県民活動支援センター（以下「県民活動支援センター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第九条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(応募の手続)

第三条 条例第九条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
 - 二 県民活動支援センターの管理に係る事業計画
- 2 条例第九条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - 二 法人にあつては登記事項証明書
 - 三 県民活動支援センターの管理に係る収支予算書
 - 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類
 - 五 直前二事業年度の貸借対照表又はこれらに類する書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定の公示)

第四条 条例第九条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 三 指定の期間

(遵守事項)

第五条 県民活動支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、県民活動支援センターの設置の目的に沿って、これを利用しなければならない。

- 一 県民活動支援センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が県民活動支援センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、別に定める。